

○学校法人ヤマザキ学園寄附行為

平成6年6月27日

制定

目次

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 目的及び事業（第3条・第4条）
- 第3章 役員会及び理事会（第5条～第18条）
- 第4章 評議員会及び評議員（第19条～第25条）
- 第5章 顧問（第26条）
- 第6章 資産及び会計（第27条～第40条）
- 第7章 解散及び合併（第41条～第43条）
- 第8章 寄附行為の変更（第44条）
- 第9章 補則（第45条～第49条）

附則

第1章 総則

（名称）

第1条 この法人は、学校法人ヤマザキ学園と称する。

（事務所）

第2条 この法人は、事務所を東京都渋谷区松濤二丁目3番10号に置く。

第2章 目的及び事業

（目的）

第3条 この法人は、教育基本法（平成18年法律第120号）及び学校教育法（昭和22年法律第26号）に従い、専修学校教育、専門職短期大学教育及び大学教育を行い、優れた人材を育成することを目的とする。

（設置する学校）

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる学校を設置する。

- (1) ヤマザキ動物看護大学 動物看護学部 動物看護学科
- (2) ヤマザキ動物看護専門職短期大学 動物トータルケア学科
- (3) ヤマザキ動物専門学校 動物管理専門課程（文化教養関係）

第3章 役員会及び理事会

（役員）

第5条 この法人は、次の役員を置く。

(1) 理事 9人

(2) 監事 2人

2 理事のうち1人を理事長とし、理事総数の過半数の議決により選任する。理事長の職を解任するときも、同様とする。

3 理事（理事長を除く。）のうち3人以内を常務理事とし、理事総数の過半数の議決により選任する。常務理事の職を解任するときも、同様とする。

（理事の選任）

第6条 理事は、次の各号に掲げるものとする。

(1) ヤマザキ動物看護大学の学長及びヤマザキ動物看護専門職短期大学の学長

(2) 評議員のうちから、評議員会において選任した者 2人

(3) 学識経験者のうち理事会において選任した者 5人

2 前項第1号及び第2号の理事は、学長又は評議員の職を退いたときは理事の職を失うものとする。

（監事の選任）

第7条 監事は、この法人の理事、職員（学長、校長、教員その他の職員を含む。以下同じ。）、評議員又は役員の配偶者若しくは三親等以内の親族以外の者であって理事会において選出した候補者のうちから、評議員会の同意を得て、理事長が選任する。

2 前項の選任に当たっては、監事の独立性を確保し、かつ、利益相反を適切に防止することができる者を選任するものとする。

（役員任期）

第8条 役員（第6条第1項第1号に掲げる理事を除く。以下この条において同じ。）の任期は、3年とする。ただし、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とすることができる。

2 役員は、再任されることができる。

3 役員は、任期満了の後でも、後任の役員が選任されるまでは、なおその職務（理事長又は常務理事にあつては、その職務を含む。）を行う。

（役員補充）

第9条 理事又は監事のうち、その定数の5分の1を超える者が欠けたときは、1月以内に補充しなければならない。

（役員解任及び退任）

第10条 役員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、理事総数の4分の3以上

出席した理事会において、理事総数の4分の3以上の議決及び評議員会の議決により、これを解任することができる。

- (1) 法令の規定又はこの寄附行為に著しく違反したとき
- (2) 心身の故障のため職務の執行に堪えないとき
- (3) 職務上の義務に著しく違反したとき
- (4) 役員たるにふさわしくない重大な非行があったとき

2 役員は、次の事由によって退任する。

- (1) 任期の満了
- (2) 辞任
- (3) 死亡
- (4) 私立学校法第38条第8項第1号又は第2号に掲げる事由に該当するに至ったとき  
(理事長の職務)

第11条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

(常務理事の職務)

第12条 常務理事は、理事長を補佐し、この法人の業務を分掌する。

(理事の代表権の制限)

第13条 理事長及び常務理事以外の理事は、この法人の業務について、この法人を代表しない。

(理事長職務の代理等)

第14条 理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、あらかじめ理事会において定めた順位に従い、理事がその職務を代理し、又はその職務を行う。

(監事の職務)

第15条 監事は、次の各号に掲げる職務を行う。

- (1) この法人の業務を監査すること。
- (2) この法人の財産の状況を監査すること。
- (3) この法人の理事の業務執行の状況を監査すること
- (4) この法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後2箇月以内に理事会及び評議員会に提出すること
- (5) 第1号から第3号までの規定による監査の結果、この法人の業務若しくは財産又は理事の業務執行に関し不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実が

あることを発見したときは、これを文部科学大臣に報告し、又は理事会及び評議員会に報告すること

(6) 前号の報告をするために必要があるときは、理事長に対して理事会及び評議員会の招集を請求すること

(7) この法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行又は財産の状況について理事会に出席して意見を述べること

2 前項第6号の請求のあった日から5日以内に、その請求のあった日から2週間以内の日を理事会又は評議員会の日とする理事会又は評議員会の招集の通知が発せられない場合には、その請求をした監事は、理事会又は評議員会を招集することができる。

3 監事は、理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは寄附行為に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によってこの法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求することができる。

(理事会)

第16条 この法人に理事をもって組織する理事会を置く。

2 理事会は、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督する。

3 理事会は、理事長が招集する。

4 理事長は、理事総数の3分の2以上の理事から会議に付議すべき事項を示して理事会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から7日以内に、これを招集しなければならない。

5 理事会を招集するには、各理事に対して、会議開催の場所及び日時並びに会議に付議すべき事項を書面により通知しなければならない。

6 前項の通知は会議の7日前までに発しなければならない。ただし、緊急を要する場合は、前項及び本項の規定にかかわらず、相当と認める方法で通知することができる。

7 理事会に議長を置き、理事長をもって充てる。

8 理事長が第4項の規定による招集をしない場合には、招集を請求した理事全員が連名で理事会を招集することができる。この場合における理事会の議長は、出席理事の互選によって定める。

9 前条第2項及び前項に基づき理事会を招集した場合における理事会の議長は、出席理事の互選によって定める。

10 理事会は、この寄附行為に特別の定めのある場合を除くほか、理事総数の過半数の理

事が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。ただし、第13項の規定による除斥のため過半数に達しないときは、この限りでない。

- 11 前項の場合において、理事会に付議される事項につき書面をもって、あらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。
- 12 理事会の議事は、法令及びこの寄附行為に特別の規定のある場合を除くほか、出席した理事の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 13 理事会の議事について、特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることができない。

(業務の決定の委任)

第17条 法令及びこの寄附行為の規定により、評議員会に付議しなければならない事項、その他この法人の業務に関する重要事項以外の決定であつて、あらかじめ理事会において定めたものについては、理事会において指名した理事に委任することができる。

(議事録)

- 第18条 議長は、理事会の開催の場所及び日時並びに議決事項及びその他の事項について、議事録を作成しなければならない。
- 2 議事録には、議長及び出席した理事のうちから互選された理事2名以上が署名押印し、常にこれを事務所に備えて置かなければならない。
  - 3 利益相反取引に関する承認の決議については、理事それぞれの意思を議事録に記載しなければならない。

#### 第4章 評議員会及び評議員

(評議員会)

第19条 この法人に、評議員会を置く。

- 2 評議員会は、19人の評議員をもって組織する。
- 3 評議員会は、理事長が招集する。
- 4 理事長は、評議員総数の3分の1以上の評議員から会議に付議すべき事項を示して評議員会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から20日以内に、これを招集しなければならない。
- 5 評議員会を招集するには、各評議員に対して、会議開催の場所及び日時並びに会議に付議すべき事項を、書面により通知しなければならない。
- 6 前項の通知は、会議の7日前までに発しなければならない。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。

- 7 評議員会に議長を置き、議長は、評議員のうちから評議員会において選任する。
- 8 評議員会は、評議員総数の過半数の出席がなければ、その会議を開き、議決をすることができない。ただし、第12項に規定による除斥のため過半数に達しないときは、この限りではない。
- 9 前項の場合において、評議員会に付議される事項につき書面をもって、あらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。
- 10 評議員会の議事は、法令及びこの寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、出席した評議員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 11 議長は、評議員として議決に加わることができない。
- 12 評議員会の議事について特別の利害関係を有する評議員は、議決に加わることができない。

(議事録)

第20条 第18条第1項及び第2項の規定は、評議員会の議事録について準用する。この場合において、同条第2項中「議長及び出席した理事のうちから互選された理事」とあるのは、「議長及び出席した評議員のうちから互選された評議員」と読み替えるものとする。

(諮問事項)

第21条 次の各号に掲げる事項については、理事長において、あらかじめ評議員会の意見を聴かなければならない。

- (1) 予算及び事業計画
- (2) 事業に関する中期的な計画
- (3) 借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。）及び基本財産の処分並びに運用財産中の重要な不動産及び積立金の処分
- (4) 役員に対する報酬等（報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当をいう。以下同じ。）の支給の基準
- (5) 予算外の重要な義務の負担又は権利の放棄
- (6) 寄附行為の変更
- (7) 合併
- (8) 目的たる事業の成功の不能による解散
- (9) 寄附金品の募集に関する事項
- (10) その他この法人の業務に関する重要事項で理事会において必要と認める事項

(評議員会の意見具申等)

第22条 評議員会は、この法人の業務若しくは財産の状況又は役員の業務執行の状況について、役員に対して意見を述べ、若しくはその諮問に答え、又は役員から報告を徴することができる。

(評議員の選任)

第23条 評議員は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) この法人の職員で理事会において推薦された者のうちから、評議員会において選任した者 1人
- (2) この法人の設置する学校を卒業した者で年齢25年以上の者のうちから、理事会において選任した者 9人
- (3) 学識経験者のうちから、理事会において選任した者 9人

2 前項第1号に規定する評議員は、この法人の職員の地位を退いたときは評議員の職を失うものとする。

(任期)

第24条 評議員の任期は、3年とする。ただし、補欠の評議員の任期は、前任者の残任期間とすることができる。

2 評議員は、再任されることができる。

(評議員の解任及び退任)

第25条 評議員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、評議員総数の3分の2以上の議決により、これを解任することができる。

- (1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないとき。
- (2) 評議員たるにふさわしくない重大な非行があったとき。

2 評議員は、次の事由によって退任する。

- (1) 任期の満了
- (2) 辞任
- (3) 死亡

## 第5章 顧問

(顧問)

第26条 この法人に顧問を置くことができる。

2 顧問は、この法人に対して功労顕著な者又は学識経験者のうちから、理事会の議決により選任し、理事長が委嘱する。

3 顧問は、この法人の重要な業務について、理事会の諮問に答え、又は意見を述べること

ができる。

- 4 顧問は、理事長の要請に応じ、理事会に出席することができる。
- 5 顧問の任期は3年とし、再任されることができる。

## 第6章 資産及び会計

### (資産)

第27条 この法人の資産は、財産目録記載のとおりとする。

### (資産の区分)

第28条 この法人の資産は、これを分けて基本財産及び運用財産とする。

- 2 基本財産は、この法人の設置する学校に必要な施設及び設備又はこれらに要する資金とし、財産目録中基本財産の部に記載する財産及び将来基本財産に編入された財産とする。
- 3 運用財産は、この法人の設置する学校の経営に必要な財産とし、財産目録中運用財産の部に記載する財産及び将来運用財産に編入された財産とする。
- 4 寄附金品については、寄附者の指定がある場合には、その指定に従って基本財産又は運用財産に編入する。

### (財産の処分の制限)

第29条 基本財産は、これを処分してはならない。ただし、この法人の理事総数の3分の2以上の議決を得て、その一部に限り処分することができる。

### (積立金の保管)

第30条 基本財産及び運用財産中の積立金は、理事会の議決により、確実な有価証券を購入し、確実な信託銀行に信託し、又は確実な銀行に定期預金とし、若しくは定額郵便貯金として理事長が保管する。

### (経費の支弁)

第31条 この法人の設置する学校の経営に要する費用は、基本財産並びに運用財産中の不動産及び積立金から生ずる果実、授業料収入、入学金収入、検定料収入その他の運用財産をもって支弁する。

### (会計)

第32条 この法人の会計は、学校法人会計基準（昭和46年文部省令第18号）により行う。

### (予算、事業計画及び事業に関する中期的な計画)

第33条 この法人の予算及び事業計画は、毎会計年度開始前に、理事長が編成し、理事会において出席した理事の3分の2以上の議決を得なければならない。これに重要な変更を加えようとするときも、同様とする。

2 この法人の事業に関する中期的な計画は、5年以上8年以内において理事会で定める期間ごとに、理事長が編成し、理事会において出席した理事の3分の2以上の議決を得なければならない。これに重要な変更を加えようとするときも、同様とする。

(予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄)

第34条 予算をもって定めるものを除くほか、新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会において出席した理事の3分の2以上の議決を得なければならない。借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。）についても、同様とする。

(決算及び実績の報告)

第35条 この法人の決算は、毎会計年度終了後2箇月以内に作成し、監事の意見を求めるものとする。

2 理事長は、毎会計年度終了後2箇月以内に、決算及び事業の実績を評議員会に報告し、その意見を求めなければならない。

(財産目録等の備付け及び閲覧)

第36条 この法人は、毎会計年度終了後2箇月以内に財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書及び役員等名簿（理事、監事及び評議員の氏名及び住所を記載した名簿をいう。）を作成しなければならない。

2 この法人は、前項の書類、監査報告書、役員に対する報酬等の支給の基準及び寄附行為を各事務所に備え置き、請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、この法人は、役員等名簿について同項の請求があった場合には、役員等名簿に記載された事項中、個人の住所に係る記載の部分を除外して、同項の閲覧をさせることができる。

(情報の公開)

第37条 この法人は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、遅滞なく、インターネットの利用により、当該各号に定める事項を公表しなければならない。

(1) 寄附行為若しくは寄附行為変更の認可を受けたとき、又は寄附行為の変更を届出たとき 寄附行為の内容

(2) 監査報告書を作成したとき 当該監査報告書の内容

(3) 財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書及び役員等名簿（個人の住所に係る記載の部分を除く。）を作成したとき これらの書類の内容

(4) 役員に対する報酬等の支給の基準を定めたとき 当該報酬等の支給基準

(役員報酬)

第38条 役員に対して、別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(資産総額の変更登記)

第39条 この法人の資産総額の変更は、毎会計年度末の現在により、会計年度終了後3箇月以内に登記しなければならない。

(会計年度)

第40条 この法人の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

## 第7章 解散及び合併

(解散)

第41条 この法人は、次の各号に掲げる事由によって解散する。

- (1) 理事会における理事総数の3分の2以上の議決及び評議員会の議決
- (2) この法人の目的たる事業の成功の不能となった場合で、理事会における出席した理事の3分の2以上の議決
- (3) 合併
- (4) 破産
- (5) 文部科学大臣の解散命令

2 前項第1号の事由による解散については文部科学大臣の認可を、同項第2号の事由による解散にあつては文部科学大臣の認定を受けなければならない。

(残余財産の帰属者)

第42条 この法人が解散した場合（合併又は破産によって解散した場合を除く。）における残余財産は、解散のときにおける理事会において出席した理事の3分の2以上の議決により選定した学校法人又は教育の事業を行う公益社団法人若しくは公益財団法人に帰属する。

(合併)

第43条 この法人が合併しようとするときは、理事会において理事総数の3分の2以上の議決を得て、文部科学大臣の認可を受けなければならない。

## 第8章 寄附行為の変更

(寄附行為の変更)

第44条 この寄附行為を変更しようとするときは、理事会において出席した理事の3分の

2以上の議決を得て、文部科学大臣の認可を受けなければならない。

- 2 私立学校法施行規則（昭和25年文部省令第12号）に定める届出事項については、前項の規定にかかわらず、理事会において出席した理事の3分の2以上の議決を得て、文部科学大臣に届け出なければならない。

## 第9章 補則

（書類及び帳簿の備付け）

第45条 この法人は、第36条第2項の書類のほか、次に掲げる書類及び帳簿を、常に各事務所に備えて置かなければならない。

- (1) 役員及び評議員の履歴書
- (2) 収入及び支出に関する帳簿並びに証ひょう書類
- (3) その他必要な書類及び帳簿

（公告の方法）

第46条 この法人の公告は、学校法人ヤマザキ学園の掲示場に掲示して行う。

（施行細則）

第47条 この寄附行為の施行についての細則その他この法人及びこの法人の設置する学校の管理及び運営に関し必要な事項は、理事会が定める。

（責任の免除）

第48条 役員が任務を怠ったことによって生じた損害についてこの法人に対し賠償する責任は、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がなく、その原因や職務執行状況などの事情を勘案して特に必要と認める場合には、役員が賠償の責任を負う額から私立学校法において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の規定に基づく最低責任限度額を控除して得た額を限度として理事会の議決によって免除することができる。

（責任限定契約）

第49条 理事（理事長、常務理事、業務を執行したその他の理事又はこの法人の職員でないものに限る。）又は監事（以下この条において「非業務執行理事等」という。）が任務を怠ったことによって生じた損害についてこの法人に対し賠償する責任は、当該非業務執行理事等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、金10万円以上であらかじめ定めた額と私立学校法において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の規定に基づく最低責任限度額とのいずれか高い額を限度とする旨の契約を非業務執行理事等と締結することができる。

附 則

- 1 この寄附行為は、平成6年6月27日から制定施行する。
- 2 第23条第1項第2号に規定する評議員の選任について、同号の規定中「この法人の設置する学校を卒業した者で、年齢25年以上の者のうちから」とあるのは、当該学校の卒業生が年齢25年に達するまでの間「この法人の設置する学校の在籍生の父兄で、年齢25年以上の者のうちから」と読み替えるものとする。
- 3 この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。

理事 山崎薫

理事 山崎緑

理事 酒匂誠

理事 戸川幸夫

理事 関正勝

理事 吉見充徳

理事 古谷久子

監事 野村晋右

監事 平岩正史

附 則

この寄附行為は、平成12年4月1日から改正施行する。

附 則

- 1 この寄附行為は、平成15年11月27日から改正施行する。
- 2 この法人の組織変更時の役員は、次のとおりとする。

理事長 山崎薫

理事 中村經紀

理事 平岩二三夫

理事 吉見充徳

理事 山北宣久

理事 山崎緑

理事 古谷久子

理事 齊藤公紀

監事 服部弘

附 則

この寄附行為は、平成16年4月1日から改正施行する。

附 則

この寄附行為は、平成17年4月1日から改正施行する。

附 則

この寄附行為は、平成21年1月30日から改正施行する。

附 則

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（平成22年4月1日）から施行する。

附 則

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（平成24年10月12日）から施行する。

附 則

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（平成29年2月14日）から施行する。

附 則（平成29年3月23日理事会承認）

この寄附行為は、平成30年4月1日から改正施行する。

附 則（平成29年9月21日理事会承認）

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（平成30年11月19日）から改正施行する。

附 則（平成30年7月19日理事会承認）

この寄附行為は、文部科学大臣認可の日（平成30年12月3日）から改正施行する。

附 則（平成31年1月24日理事会承認）

平成31年3月15日文部科学大臣認可のこの寄附行為は平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和元年11月14日理事会承認）

令和2年3月19日文部科学大臣認可のこの寄附行為は令和2年4月1日から施行する。

学校法人ヤマザキ学園 寄附行為 新旧対照表

新 (案)	旧
<p>第2章 目的及び事業 (目的) 第3条 この法人は、教育基本法（平成18年法律第120号）及び学校教育法（昭和22年法律第26号）に従い、専修学校教育、専門職短期大学教育、<u>大学教育及び大学院教育</u>を行い、優れた人材を育成することを目的とする。</p> <p>(設置する学校) 第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる学校を設置する。</p> <p>(1) <u>ヤマザキ動物看護大学大学院 動物看護学研究科 動物看護学専攻</u> (2) ヤマザキ動物看護大学 動物看護学部 動物看護学科 (3) ヤマザキ動物看護専門職短期大学 動物トータルケア学科 (4) ヤマザキ動物専門学校 動物管理専門課程（文化教養関係）</p> <p><u>附 則（令和2年3月12日理事会承認）</u> <u>この寄附行為は、文部科学大臣認可の日（令和 年 月 日）から施行する。</u></p>	<p>第2章 目的及び事業 (目的) 第3条 この法人は、教育基本法（平成18年法律第120号）及び学校教育法（昭和22年法律第26号）に従い、専修学校教育、専門職短期大学教育<u>及び大学教育</u>_____を行い、優れた人材を育成することを目的とする。</p> <p>(設置する学校) 第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる学校を設置する。</p> <p>(1) ヤマザキ動物看護大学 動物看護学部 動物看護学科 (2) ヤマザキ動物看護専門職短期大学 動物トータルケア学科 (3) ヤマザキ動物専門学校 動物管理専門課程（文化教養関係）</p>

経費の見積り及び資金計画を記載した書類

設置経費及び経常経費並びにその支払い計画を記載した書類							
区	年 度		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	合 計
			令和元年度	開設年度の前年度	開設年度	令和4年度	合 計
設置経費	校 地		千円	千円	千円	千円	千円
	(うち造成費)		-	-	-	-	-
	施設	基 準 内	-	-	-	-	-
		基 準 外	-	-	-	-	-
	設備	図 書	-	179	654	-	833
		教 具	-	4,539	-	-	4,539
		校 備 品	-	-	-	-	-
小 計		0	4,718	654	-	5,372	
新設校の開設年度の経常経費							
合 計		0	4,718	654	-	5,372	

既設校からの転共用	施設	基 準 内	45,811 千円
		基 準 外	1,592 千円
	設備	図 書	974 千円
		教具・校具・備品	1,661 千円

様式第4号その4(第11条関係)

設置経費及び経常経費の財源の調達方法を記載した書類		
区 分	財 源 充 当 額	財 源 の 調 達 方 法
現金預金	5,372千円	令和元年度までに学納金等事業活動収入から積み立てた現金預金2,613,376千円うち、5,372千円を財源に充当する。
合 計	5,372千円	

財 産 目 録 総 括 表				
科 目	年 度	平成30年度末	令和元年度末	申請時
		(開設年度から3年前の年度)	(開設年度の前々年度)	(令和2年3月31日)
一 基本財産		9,254,922 千円	9,103,547 千円	9,103,547 千円
二 運用財産		2,401,654 千円	2,630,111 千円	2,630,111 千円
三 負債額		1,017,692 千円	1,030,660 千円	1,030,660 千円
1 固定負債		201,520 千円	145,549 千円	145,549 千円
2 流動負債		816,172 千円	885,111 千円	885,111 千円
四 基本財産+運用財産		11,656,576 千円	11,733,658 千円	11,733,658 千円
五 純資産(四-三)		10,638,884 千円	10,702,998 千円	10,702,998 千円

## 貸 借 対 照 表

令和2年3月31日

(単位 円)

<b>資産の部</b>			
科目	本年度末	前年度末	増 減
固定資産	9,115,309,109	9,268,648,711	△ 153,339,602
有形固定資産	9,103,547,110	9,254,922,397	△ 151,375,287
特定資産	0	0	0
その他固定資産	11,761,999	13,726,314	△ 1,964,315
流動資産	2,618,348,579	2,387,927,425	230,421,154
資産の部合計	11,733,657,688	11,656,576,136	77,081,552
<b>負債の部</b>			
科目	本年度末	前年度末	増 減
固定負債	145,548,650	201,520,470	△ 55,971,820
流動負債	885,111,011	816,171,530	68,939,481
負債の部合計	1,030,659,661	1,017,692,000	12,967,661
<b>純資産の部</b>			
科目	本年度末	前年度末	増 減
基本金	11,389,480,616	11,368,446,749	21,033,867
第1号 基本金	11,294,480,616	11,273,446,749	21,033,867
第2号 基本金	0	0	0
第3号 基本金	0	0	0
第4号 基本金	95,000,000	95,000,000	0
繰越収支差額	△ 686,482,589	△ 729,562,613	43,080,024
純資産の部合計	10,702,998,027	10,638,884,136	64,113,891
負債及び純資産の部合計	11,733,657,688	11,656,576,136	77,081,552

事業計画及びこれに伴う予算書

事業計画

1 施設又は設備の整備計画

年度	事項	事業規模等	実施時期	備考
平成 30年度	ヤマザキ動物看護専門職短期大学 渋谷2号館図書館新築工事	面積 186.43㎡	平成31年1月～4月	ヤマザキ動物看護専門職短期大学 ・ヤマザキ動物専門学校共用
	ヤマザキ動物看護専門職短期大学 渋谷2号館改修工事/3階	面積 61.65㎡	平成31年3月	ヤマザキ動物看護専門職短期大学専用
	ヤマザキ動物看護専門職短期大学 渋谷2号館改修工事/1階	面積 60.32㎡	平成31年3月	ヤマザキ動物看護専門職短期大学専用
	ヤマザキ動物看護専門職短期大学 渋谷2号館及び図書館施設整備工事	ネットワーク式	平成31年3月～4月	ヤマザキ動物看護専門職短期大学 ・ヤマザキ動物専門学校共用
	ヤマザキ動物看護専門職短期大学 設置に係る図書購入	図書電子ジャーナル他 11点	平成31年3月	ヤマザキ動物看護専門職短期大学 ・ヤマザキ動物専門学校共用
	ヤマザキ動物看護専門職短期大学 設置に係る備品購入	教具・校具・備品 833点	平成31年1月～3月	ヤマザキ動物看護専門職短期大学専用
令和 元年度	ヤマザキ動物看護専門職短期大学 図書館施設整備工事	セキュリティ式	平成31年4月	ヤマザキ動物看護専門職短期大学 ・ヤマザキ動物専門学校共用
	ヤマザキ動物看護専門職短期大学 設置に係る図書購入	図書電子ジャーナル 10点	令和元年5月	ヤマザキ動物看護専門職短期大学 ・ヤマザキ動物専門学校共用
	ヤマザキ動物看護専門職短期大学 設置に係る備品購入	教具・校具・備品 76点	令和元年8月 ～令和2年3月	ヤマザキ動物看護専門職短期大学専用
令和 2年度	ヤマザキ動物看護大学大学院設置に 係る図書購入	電子書籍 8点	令和3年2月	ヤマザキ動物看護大学大学院専用
	ヤマザキ動物看護大学大学院設置に 係る備品購入	教具・校具・備品 60点		ヤマザキ動物看護大学大学院 ・ヤマザキ動物看護大学共用 (一部大学院専用)
令和 2年度	ヤマザキ動物専門学校 渋谷2号館施設整備工事	空調リニューアル工事一式	令和4年2月	ヤマザキ動物看護専門職短期大学 ・ヤマザキ動物専門学校共用
令和 3年度	ヤマザキ動物看護大学大学院設置に 係る図書購入	電子書籍 43点	令和4年2月	ヤマザキ動物看護大学大学院専用
令和 4年度	該当事項なし			

様式第10号その1(第12条関係)

資金収支予算決算総括表

(収入の部)

(単位 千円)

科 目	年 度	令和3年度 開 設 年 度	令和4年度 完 成 年 度
		新設校分	新設校分
学生生徒納付金収入		5,500	10,250
手数料収入		150	190
寄付金収入		0	0
補助金収入		0	0
資産売却収入		0	0
付随事業・収益事業収入		0	0
受取利息・配当金収入		5	5
雑収入		0	0
借入金等収入		0	0
前受金収入		0	0
その他の収入		0	0
資金収入調整勘定		0	0
前年度繰越支払資金		0	0
収入の部合計		5,655	10,445

(支出の部)

科 目	年 度	令和3年度 開 設 年 度	令和4年度 完 成 年 度
		新設校分	新設校分
人件費支出		13,500	13,500
教育研究経費支出		1,800	3,000
管理経費支出		1,500	1,500
借入金等利息支出	}	0	0
借入金等返済支出		0	0
施設関係支出		0	0
設備関係支出		650	0
資産運用支出		0	0
その他の支出		0	0
[ 予備費 ]		0	0
資金支出調整勘定		0	0
翌年度繰越支払資金		0	0
支出の部合計		17,450	18,000

様式第10号その2(第12条関係)

事業活動収支予算決算総括表

(単位 千円)

科 目		年 度	令和3年度 開設年度 新設校分	令和4年度 完成年度 新設校分
		教育活動収支	収入	学生生徒等納付金
手数料	150			190
寄付金	0			0
経常費等補助金	0			0
付随事業収入	0			0
雑収入	0			0
教育活動収入 計	5,650			10,440
支出	人件費		13,600	13,600
	教育研究経費		1,850	3,050
	管理経費		1,550	1,550
	徴収不能額等		0	0
教育活動支出 計	17,000	18,200		
教育活動収支差額	△ 11,350	△ 7,760		
教育活動外収支	収入	受取利息・配当金	5	5
		その他の教育活動外収入	0	0
		教育活動外収入 計	5	5
	支出	借入金等利息	0	0
		その他の教育活動外支出	0	0
		教育活動外支出 計	0	0
教育活動外収支差額	5	5		
経常収支差額	△ 11,345	△ 7,755		
特別収支	収入	資産売却差額	0	0
		その他の特別収入	0	0
		特別収入 計	0	0
	支出	資産処分差額	0	0
		その他の特別支出	0	0
		特別支出 計	0	0
特別収支差額	0	0		
〔 予備費 〕		0	0	
基本金組入前当年度収支差額		△ 11,345	△ 7,755	
基本金組入額合計		△ 650	0	
当年度収支差額		△ 11,995	△ 7,755	
前年度繰越収支差額		0	0	
基本金取崩額		0	0	
翌年度繰越収支差額		0	0	

(参考)

事業活動収入 計	5,655	10,445
事業活動支出 計	17,000	18,200